

平成18年4月から 介護保険が変わります

◇保険料段階の見直し

現行の第2段階を細分化して【新第2段階・新第3段階】を設けます。

現 行		平成18年4月から	
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	第1段階	同 左
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方	新第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方
		新第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万1円以上の方
第3段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方	第4段階	同 左
第4段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	第5段階	同 左
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	第6段階	同 左



保険料額を設定します。

介護保険が健全に運営されていくために、3年ごとに介護サービスにかかる費用などの現状を考慮して保険料額を見直し、平成18年度から3年間の保険料額を設定します。

◇平成18度から 保険料額の見直し

保険料を天引き（特別徴収）する年金の対象を遺族年金、障害年金まで拡大します。
年の途中で65歳に到達した方の天引き（特別徴収）は、誕生月の翌年金支給月又は翌々年金支給月から徴収することになりました。

◇徴収方法の見直し